

西室社長記者会見要旨

日 時：平成18年3月13日（月）午後8時45分～午後9時20分
場 所：東証ARROWS プレゼンテーション・ステージ
会 見 者：代表取締役社長兼会長 西室泰三
常務取締役 長友英資

西 室 東京証券取引所は、本日、ライブドア株式及びライブドアマーケティング株式の上場廃止を決定いたしました。両銘柄は、明日3月14日付で整理ポスト割当てとなり、4月14日に上場廃止となります。売買の最終日は、その前営業日の4月13日となります。

まず、ライブドア株式の上場廃止理由ですが、上場廃止基準第2条第1項第11号aの「上場会社が財務諸表等に『虚偽記載』を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合」及び同第18号「公益又は投資者保護のため上場廃止を適当と認めた場合」に該当するためです。より具体的には、まず、11号との関係で申し上げますと、ライブドア及び同社の元代表取締役等5名が、虚偽記載に係る証券取引法違反の嫌疑で証券取引等監視委員会により告発された件で、同社は、平成16年9月期の連結財務諸表について、経常損失を計上すべきところを多額の経常利益を意図的、かつ、組織的に計上したものとされています。これは、その金額において重要であり、また、投資者の投資判断にとって重要な情報を故意に偽った点で悪質であると言わざるを得ません。さらに、これを組織的に行った点で、上場会社としての適格性を強く疑わざるを得ないものであります。また、18号との関係で申し上げますと、ライブドア及び同社元代表取締役等4名が偽計取引及び風説の流布に係る証券取引法違反の嫌疑で監視委員会から告発され、東京地検より起訴された件で、同社は、子会社と共に謀して、自らの利得を企図し、子会社の株価に影響を及ぼす目的で虚偽の事実を公表し、また、公表すべき事実を公表しなかったとされております。さらに、平成18年9月期第1四半期の財務諸表については、監査法人が意見表明のための手続きを実施できず、その結論が表明されておりません。また、同社株式につきましては、開示注意銘柄への指定を行っているものの、未だ重要な会社情報についての開示が十分なされたとは到底言えない状況にあります。こうした状況につきまして、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものであると認め、ライブドア株式の上場廃止を決定したものであります。

続いて、ライブドアマーケティング株式についてですが、上場廃止理由は、上場廃止基準第2条第1項第18号の「公益又は投資者保護のため上場廃止を適當と認めた場合」に該当するためであります。

より具体的には、まず、ライブドアマーケティング及び同社の前代表取締役等3名が、偽計取引及び風説の流布に係る証券取引法違反の嫌疑で監視委員会により告発され、東京地検により起訴された件で、同社は、親会社と共に謀の上、意図的かつ組織的に、自社の株価に影響を及ぼす目的で、自らが当事者となった株式交換に際して不当な交換比率を設定し、それにもかかわらず適正な評価によるものである旨の公表をしたとされております。また、それとともに、平成16年12月期第3四半期の開示において、架空の売上を計上して、黒字転換を果たした旨の虚偽の事実を公表したとされております。これは、既存の株主の保有する株式価値を直接的に希釈化した点や、黒字転換の外観を作り出した点におきまして重要であり、投資者の投資判断にとって重要な情報を故意に偽った点で悪質であると言わざるを得ません。さらに、これを組織的に行った点で、上場会社としての適格性を強く疑わざるを得ないものであり、自社の株式について、投資者に対する重大な背信行為を行ったものと認められます。また、同社の株式は、開示注意銘柄への指定を行っているものの、未だ重要な会社情報についての開示が十分になされたとは到底言えない状況にあります。こうした状況は、投資者の証券市場に対する信頼を著しく毀損するものであると認められるため、ライブドアマーケティング株式の上場廃止を決定したものであります。

今後の取引等について長友常務から追加で発表させていただきます。
長 友 去る1月26日以後、ライブドア株式については、1日1時間の取引時間としてあります。これは整理ポスト割当期間においてもこれまでと同様1日1時間の取引時間となりますので、この点ご理解をいただきたいと思います。

記 者 今日、証券等取引監視委員会が告発をしてから、ライブドア及びライブドアマーケティングと具体的にどういうやり取りをされたのか、事実の確認等どんな手続きをされたのかというところを教えて下さい。

長 友 これまでも必要に応じて両社とは連絡を取り合っており、ライブドアは、本日の告発を受けて、既にその状況について開示を行

っております。そうした点も我々とのコンタクトの証左であるとご理解をいただければと思います。

記 者 一連の強制捜査以降、ライブドア株式の上場廃止の決定に至ったわけですけれども、上場企業がこのような事態に至ったことについて、感想を伺えればと思います。もう 1 点は、かなり大人数の個人株主がいたと思うのですが、そうした個人株主に与える影響について、この上場廃止が与える影響をどのようにお考えでしょうか。

西 室 上場企業を上場廃止にせざるを得ないという状況に陥ったということにつきましては、誠に残念だと申し上げる以外ございません。東証自体でもこういうことがないようにということを常に望んでいたわけですけれども、こういう措置を取らざるを得ないという結果になりました。ご指摘のとおり約 22 万人という株主の方々がいらっしゃったということでございます。私ども得ている情報では、これらの方々に対して、残念ながら、極めて悪質な形で隠蔽が行われ、そして内容の正しくない情報開示が続けられたということです。私どもとしては、特にマザーズ企業につきましては四半期ごとに公認会計士のしっかりと監査のある情報開示をするということを義務付けているにもかかわらず、その内容が正しくなかったという結果であったということについて、極めて残念に思っております。このような事態に陥ることがないように周知をし、そしてまた注意を促し、いろいろな手段を採っておりますけれども、今後、こういうことがないようにしたいと希望いたしております。

記 者 結果として、上場廃止になったライブドアですが、これまでの東証の管理体制に何か問題があったという風にお考えにならないでしょうか。

西 室 管理体制という点で見た場合に、東証自体が知ることができないくらいの、検察あるいは証券取引等監視委員会の調査によらなければわからないような、それだけ巧みな隠蔽が行われたということでありまして、我々としては、やはり監視体制なるものは、基本的には、それぞれの情報開示、あるいは公認会計士の監査に頼るというシステムが現在の本道であると思っておりますので、それらを偽ってしまうというような事態につきましては、残念ながら今回のように、検察、証券取引等監視委員会の力を借りる以外に方法がないのではないかというように考えております。

記 者 「私どもが得ている情報」とおっしゃっていたと思うのですが、これまでライブドアの開示中心ということで、得られる情報は非常に限

られるとおっしゃっていたと思うのですが、再逮捕から今回の証券取引等監視委員会の告発、近く予定されている再起訴の間に新たに東証が自ら得られた情報はどんなものがあったのか、どのような方法でその情報を得たのかということと、今回の事件が発覚して2ヶ月という時間が経っておりますけれども、やはりここまで待たざるを得なかつたのかということを含めて、改めて、何故この2ヶ月経ったのかということの正当性といいますか、その点についての東証の考え方をお聞かせ下さい。

もう1つは、30分間、全体の取引を短縮しておりますけれども、これをいつごろ解除できそうか、この辺りの見通しをお聞かせ下さい。

西 室 ライブドアとのこれまでのやり取りの具体的な詳細ということになりますと、私自身が直接ライブドアと接触しているわけではございませんので、それについては長友常務からお答えいただくのが適当であろうと思います。私どもは、できる限りの情報をライブドアからもらいたいということと、それから証券取引等監視委員会からも情報の提供を得たいということの努力は続けておりました。それだけは申し上げておきたいと思います。

それから30分間の繰下げの問題は、直接ライブドアに關係するというよりは、東証自体の取引の増加の中で、東証の持っているシステムのキャパシティが必ずしも十全でないということが理由でありますので、これは今回の処置そのものの後でも、整理ポストで取引を続けているということもございますし、もうしばらくは30分遅く開始するということは続けざるを得ないというように考えております。

記 者 (システムの)処理能力が増えるまでという考え方でしょうか。

西 室 そうとも言い切れません。2つ考えられます。1つは、取引量そのものが一時よりは下がっているという状況がございます。それからもう1つは、ライブドア株の取引が続くのは、先ほど申し上げましたとおり、4月13日までですから、それまでの期間は、むしろしっかりと状況を見定めるべきだというように思っております。私どもは好き好んで取引時間を短くしている訳ではないので、できる限り早い機会に元に戻すということを実施するように考えていきたいと思っております。

長 友 本件に関しましては、例えば強制捜査であるとか、関係者の逮捕が先行して、事実関係に関する会社側からの開示であるとか、当取引所への説明について、十分とは言えない状況が続くなど、これまでの上場廃止基準への該当性が問われる案件とは、異なる状況となっていることは

確かに、虚偽記載の条項や、公益条項のような影響の重大性の判断を、本日行ったところですが、両社から可能な限りの説明を受け、当局の調査の状況などを可能な範囲で把握するなど、客観的な判断材料を積み上げることで上場廃止基準への該当性について総合的に本日判断したということです。上場廃止基準への該当性を判断する際に、拠り所とした点については、資料に記載しているとおりでありますけども、偽計の取引であるとか、風説の流布に関しては、一部でありますけども、両社から開示された開示内容を参考に検討を進めたところであります。開示注意銘柄に指定した状況下においても、開示が十分でないことがあります。つまりましては、事実としてご説明したとおりでありますし、ライブドアの四半期開示についてレビューが行われてないということも事実であります。また、本日の告発を受けた形でライブドアからも開示資料が公表されたというところもあり、これまでの可能な限りでの情報収集を踏まえて影響の重大性を判断し得るという結論に達したので、本日このような発表をさせていただいたということです。

記者 確認ですけども、30分の話は、4月の14日以降なるべく早く見極めながらということでおよそいいのでしょうか。

西室 そういうふうにお考えいただいて結構でございます。

記者 二社の上場廃止に至る流れの中で、確かに逮捕されているとか、資料を押収されているとかはあったとは思いますけど、結局最後の段階まで十分な情報提供が無かったということで、悪く考えれば、いわゆるしらばっくれれば、どんどん上場廃止の時期を延ばすことができたんじゃないかなと思いますけれど、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。あと、もう一点、ライブドアマーケティングはですね、上場廃止理由のところを拝見しますと、前回の偽計と風説の流布の告発・起訴をされた件でというふうに書いてありますが、そうすると、まあライブドア本体は粉飾決算がありますから、今日という日も分かりますけれど、ライブドアマーケティングについて早く上場廃止等の判断はできなかったのか、その二点をお願いします。

長友 確かに一点目については、開示注意銘柄に指定した後、十分な開示がなされてないということです。上場会社でありますので、投資家に重要な投資判断に関わる情報については、積極的にやるべきということは当然であります。したがって、それが逮捕されたとか、押収されたということが理由になるというようなことは全くないだろうというように思っています。それから、本日までという点についてですが、当然、両社はそれぞれ独立した会社であります。上場廃止基準への該当性につい

ても、基本的に個別に検討されるべきところあります。しかし、今回のケースは、1月16日の強制捜査以来、一連の出来事について、ライブドアマーケティングと親会社であるライブドア自身が共に関連する一體の案件というふうに見られる面もあるのではないかと我々として考えておりました。現に、上場廃止基準の18号の該当性の判断については、偽計、風説の流布、こういうことをめぐって両社に関する事実関係というのが相当程度重なっているということが事実ですし、情報開示体制が失われた上場会社であるという、上場会社としての適格性に疑いが生じているという点でも類似性というか、同じような感覚が我々としても認められました。こうした事象によって我々としては特にライブドア側の今回の虚偽記載に関する事態の推移というものを見極めたうえで、上場廃止に関する検討を行う運びということとしてタイミングを見て検討をした結果、本日、この両社について同時に上場廃止を決定するということにしたものです。

記　者　先程、西室社長が、いわゆる監査、調査というのは、証券取引等監視委員会等が本道だというような言い方をされましたけども、今回のライブドア事件を踏まえてですね、東証自身が、いわゆる企業の監査あるいは調査について何らかの現状以上の役割を果たすべき、あるいはそういう権限を持った方がいいというふうにお考えになるか、あるいは今の制度の枠組みで証券取引等監視委員会等の機能を強化する方向が望ましいというふうにお考えなのか、その辺りの調査、検査の枠組みについてどう考えてらっしゃるか、それと関連してですが、今後東証として上場企業との契約を交わす際に、法制度の整備もあるんですけども、内部統制、いわゆる情報開示のあり方について更に契約内容等でもう少し内容を追加するであるとか、あるいは、新たにそういうふうに徹底を求めるとか、そういう措置の必要性をお感じになっているか、なってないか
…。

西　室　まず、最初の調査、検査あるいは監査、そういうものについての東証自体の権限、機能を強化する方向を考えるのかどうかということについては、正直申し上げてまだ結論を出しておりません。いろんなご意見がございます。東証が現在持っている自主規制機能すら取り上げようというお話をされる方が一方にいらっしゃるかと思うと、更に徹底的に強化すべきであって、公認会計士資格のある人をたくさん雇って、それで東証自身が監査機能を持つべきだとおっしゃる方もある。いろいろなご意見をお聞きながら、我々として、これは監督官庁とも相談をしなければいけない問題になりますけども、しっかりとした意見を作っていく

たいと思います。まだそれについては決まっていないということです。それから、内部統制の強化について上場会社に義務付ける話ですが、これはコーポレート・ガバナンスの問題と直結する問題でありまして、これについては、ガバナンスについてしっかりとやるんだということの宣誓書、つまりそれぞれの会社が外部に情報開示をする場合に、それは事務方だけの責任で出すのではなくて、やはりCEOがしっかりとそれについて責任を持って出すんだという形にして欲しいという形で、それぞれの会社のCEOの署名をもらって提出してもらっております。それで相当の効果が期待できるであろうというふうに思っています。

長 友 付言して申し上げますと、例えばコーポレートガバナンスであったり、内部統制であったり、会社や株主の側からのチェックというのも十分必要であろうし、それから公認会計士のチェックというのも公認会計士協会との連携を取りながら更に強化をしていきたいというふうに思っておりますし、本年5月30日までにということで、まずガバナンス報告書をすべての上場会社から御提出をいただき、東証としてはそれをホームページで御提供すると同時に、ITを使って、アイテムごとに全部ソーティングができるようなシステムを導入して、比較可能性をかなり高めるような形で投資家の方々に公開しようというふうに考えており、この仕組みそのものも世界で初めてではないかというふうに思います。それから内部統制についても今後はさらに強く上場会社の方にお願いして、誠実な業務遂行をしっかりとやっていただくようにお願いするということだと思います。

記 者 今回の上場廃止までの判断で、いわゆる上場契約違反、いわゆる適切な情報開示がなされていないということで、上場契約の違反で廃止の判断をすることも場合によっては可能だったかと思うんですけれども、今回告発まで待って判断を下したと、いわゆるスピード感の問題を含めて、今回告発を待ったということは東証として適切だったのかどうか、あるいは、上場契約違反ということでもっと速やかに判断を下すということはできなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

長 友 いろいろな御意見がおありだと思います。我々としては、当初からそうですけれども、事実を積み重ねていく、そして冷静な判断でそれを行うということを御説明しました。タイミングが良かったか、悪かったかということについてはいろいろな御意見がおありかなというふうに思います。これ以上はコメントする立場ではないと思います。

記 者 取引時間がライブドアの株は1時間ですけれども、個人投資家を含めて投資家に平等な権利と売買する時間を与えるという観点から考えま

すと、通常の整理ポスト1ヶ月ということと、ライブドアの1日1時間しか取引できないものの1ヶ月というのは平等ではないと感じるのでですが、その辺は柔軟な対応はできないのか。例えば1カ月後ぐらいの1日の売買高をみて、その推移によっては、数日延ばす、1週間延ばすとか、そういう対応はできなかったのか、聞きたいのですが。

西 室 まず最初に申し上げておきますけれど、日にちを延ばすということは現状では想定いたしておりません。それから取引時間の延長につきましても、ライブドアについて、特定銘柄について、取引時間その他の制限を課すのは東証の歴史で初めてというふうに申し上げました。初めてのことをやった理由というのは、極めて特殊なケースであるから、それをやるほうが全体の市場参加者にとっての利益になるという判断をしたためでございます。その状況は現状では変わっていないというふうに思っておりますので、現状どおり1時間ということでやらせていただきたいと思います。

記 者 1日1時間は、確かに東証のシステムのキャパを考えますと妥当だと思いますが、期間についてはもう一度教えてもらえますか。なぜ1ヶ月でないといけないのか。

西 室 今発表した期間については、従来それ以外のケースでもそういうふうにやってきました。今回それを伸ばすという理由は、私どもは見当たらないというふうに思っております。

記 者 例えば最終日前後になんてまだ売却もできない個人株主がいた場合においても、その前例のほうが

西 室 通常の場合1ヶ月という期間があればすべての株の処理は原則的には終わるはずであると思います。その場合、ぎりぎりになってお気づきになられたとか、そういう株主さんの救済まで考える必要はないのではないかというふうに思っています。現在できているボリュームで、それのお気持ちで思っておられる売却価格との関連から言って、売却するお気持ちの株主さんは売却することが可能な期間が準備されているというふうに思っております。

長 友 システム的に御迷惑をおかけしていることは確かですが、既に1月23日に監理ポストに割当てをして、上場廃止のおそれありということで相当期間が経っております。原則1ヶ月でございますが、監理ポストの割当後、あるいは取引時間の短縮後の取引状況を見てみましても、現実に限定された時間内ではありますけれども、一定の取引機会は確保されているのではないかというふうに考えております。もちろんシステム的な問題もございますので、御説明したとおりですが、何とぞ御理解いた

だきたいというところであります。

記 者 先ほどの上場廃止を決断したタイミングに絡んだ質問ですけれども、今日、証券取引等監視委員会の告発があったわけですが、伝え聞くところによりますと、堀江貴文前社長は、容疑を否認しているということとして、前の会見でもさすがに判決ができるまでは待っているといつになるか分からぬという話はあったのですが、せめて初公判の罪状認否のところで当事者がはっきりと罪を認めるというところまで待つということも可能ではないかと思うのですが、告発だけで決断することが妥当なのかどうか、その辺、社長はどう考えておりますか。

西 室 罪状認否において必ず罪を認めるということであれば、そこまで待つことは可能なのかもしれません。ただ現状において、罪状認否で罪を認めるということを期待して、そこまで延ばすということは全くナンセンスであろうと思っております。告発されたのは現実の事実でございますし、それについて被告人がどのような気持ちでいるか、そこまで私どもが忖度する必要はないように思います。罪状認否まで待つということは想定いたしておりませんでしたし、そういう考えはございません。

記 者 一応建前としては、まだ容疑者であるし、まだ推定の手前なんですけれど。

西 室 逆に質問申し上げれば、罪状認否のときに無罪といった場合は、ずっとそのままの状態を続けざるを得なくなりますけど、そういう事態に陥ることは容易に想定できますよね。そんなことでもいいのでしょうか。私はそうは思いません。

以 上